

Bauddhakośa Newsletter no. 9

2020年12月

目次

記事	1
研究ノート	
「根本説一切有部」再考 (榎本文雄)	2
『中観五蘊論』を用いた仏教用語の定義的用例の検討における次なる課題 —— 英語版七十五法対応語用例集の作成 —— (横山剛)	11
スタッフリスト・奥付	16

記事

令和2年度第1回全体研究会

2020年9月26日(土) 14:00～18:00

オンラインリモート会議システム (Zoom) による開催

1. 研究代表者より、これまでの研究実績と成果刊行について説明がなされた。
2. 研究分担者より、各研究班における研究の現状と令和元年度の研究実績について説明がなされた。
3. 研究代表者より、令和2年度の公開シンポジウムおよび Newsletter の発刊について説明がなされた。
4. 各研究協力者より研究発表がなされた。発表者と題目は以下の通り。
 - 藤本 庸裕
「有漏法と無漏法の成立：説一切有部の仏身有漏説と『雑阿含経』「第56経」」
 - 横山 剛
「無想定と滅尽定の定義をめぐって」
 - 生野 昌範
「*Bhaiṣajyagurusūtra* にみる「時ならぬ死」」
 - 斎藤 明
「*svakāyadr̥ṣṭi* (身見、有身見、薩伽耶見) をめぐって」
5. 上記の発表に関して、討論と総括がなされた。

令和2年度公開シンポジウム

「バウッタコーシャの総括と展望」

2020年11月21日(土) 14:00～17:40

オンラインリモート会議システム (Zoom) による開催

1. 研究代表者より、開会の挨拶とシンポジウムの趣旨説明がなされた。
2. 第一部 個人発表 (発表 30 分、質疑応答 10 分)
発表者と題目は以下の通り。
 - 藤本 庸裕
「阿毘曇系論書に見える経部・譬喩師の影：優波扇多『阿毘曇心論経』第1章第4偈及びその長行釈の解説を中心に」
 - 横山 剛
「滅尽定と想受滅の定義をめぐって」
3. 第二部 パネルディスカッション
 - 1) 研究代表者より、これまでの研究実績と本プロジェクトの意義について説明がなされた。
 - 2) バウッタコーシャ I～VI で扱われた仏教用語の訳語について、各研究班の代表により解説と比較考察がなされた。
 - 3) 上記の発表および各研究班における訳語の相違をめぐって、全体討論が行われた。
 - 4) 研究代表者より、全体討論の総括とプロジェクトの今後の展望が述べられた。
4. 研究代表者より、閉会の挨拶がなされた。

研究ノート

「根本説一切有部」再考

榎本文雄（大阪大学名誉教授）

序

「根本説一切有部律」¹と『十誦律』は、他部派の律と比べ、内容に共通点が多いが相違点もある。そこで、20年ほど前まで、筆者のみならず日本の研究者の多くは、インドの説一切有部²には、『十誦律』のインドアーリヤ語原本を伝持する分派とは別に、「根本説一切有部律」を伝持する分派が存在したと考えていた。そして、「根本説一切有部律」を伝持した分派を根本説一切有部と呼び、さらに、7世紀後半に「根本説一切有部律」とい

う名称が歴史に初めて登場するまで、その前身を伝持していた分派もこの根本説一切有部に含めていた³。

ところが、その後、「根本説一切有部」の律文献である Śākyaprabha（遅くとも8世紀の人⁴）の Prabhāvātī に、「根本説一切有部」とは諸部派の元（「根本」mūla）である「説一切有部」と明記されており、「根本説一切有部」と「説一切有部」とは同一の部派を指し、古来の文献に現れる「根本説一切有部」は「説一切有部内部」の1分派を指すものではないことが明らかになった⁵。ただ、義浄の『南海寄帰内法伝』中の以下で論じる一文

¹ 岸野 2020: 30f. に賛同して『根本説一切有部律』ではなく、「根本説一切有部律」と表記し、そこに漢訳文献のみならず、対応するサンスクリット本やチベット訳も含める。

² 榎本 1998 と同様、根本説一切有部や説一切有部と、カギ括弧なしで表記する場合は近代の研究者の呼称であり、カギ括弧をつけて「根本説一切有部」や「説一切有部」と表記する場合は、古来の文献テキスト（ただし、これらのサンスクリット対応語 Mūlasarvāstivāda(-din)、Sarvāstivāda(-din) やチベット訳対応語 gZi thams cad yod par smra ba、Thams cad yod par smra ba もこれらに含める）に記されている語であることを示す。

³ 榎本 1984: 100; 1988:110。ただ、「根本説一切有部律」という名称が歴史に登場する以前にその前身を伝持していた分派も根本説一切有部に含めるか否かという点では、研究者間で立場が一律ではない。この点で、近代の研究者の呼称である根本説一切有部にも広義と狭義の違いがある。

⁴ 榎本 1998: 399; 394, n. 3。

⁵ 榎本 1998, Enomoto 2000。その後、榎本 1998 は八尾 2007 で次のように批判された。まず「榎本説の問題点は、ある特定の文献の内部で「有部」と「根本有部」の語が同義に用いられているという事実を根拠に、あたかもその文献の外部においてもつねに「有部」と「根本有部」とが同一の実体を持つものであったかのような結論を引き出していることである」（八尾 2007: 896）と。しかし、古典インド由来の文献の中に、ある語の定義的用例が見出され、その定義的用例を含む文献がその語の初出の頃のものであり、他方、古典インド由来の他文献でその定義的用例とは矛盾ないし相違する用例が見出されない場合、その定義的用例こそ、当該文献のみならず、古典インドの他文献においてもその語の意味を明かしているとみなして研究を進めるのが正道であろう。「根本説一切有部」もこれに該当する。ただ、榎本 1998, Enomoto 2000 では、「根本説一切有部」の定義的用例と『南海寄帰内法伝』中の一記事とが矛盾するかのようになって見えて、実は矛盾していない点に関する論述が不適切であったと判明したので、本稿で補う。

ついで、「引用された資料は、シャーキャプラバおよび義浄にとって、すなわち『根本説一切有部律』をもつ立場の著者にとって、「根本有部」が「有部」であったことを示すにすぎない」（八尾 2007: 896）と続くが、『根本説一切有部律』をもつ立場に立たない著者の手になる、古典インド由来の文献の中に、「根本（説一切）有部」の定義的用例の存在は知られていない。

さらに『十誦律』を伝持した集団にとっても「根本有部」と「有部」が同義であったのか、そもそもその集団で「根本有部」という言葉がつかわれたのかどうかはこの事実によってあきらかにならない」（八尾 2007: 896）とあり、以上に基づき「根本説一切有部」という名称が「説一切有部」と同義に用いられるのは、「説一切有部」を自称する複数の集団の一部のみにおける用法である可能性が高く、「根本説一切有部」を自称する文献を考察する際には、現段階ではこの名称は妥当である」（八尾 2007: 895-894）と結論する。しかし、榎本 2004: 654-661 で論じたように、7世紀後半の義浄の文献が「根本（説一切）有部」という語の確認される初出である以上、それ以前に成立している『十誦律』等の所属集団に関してはこのような議論自体が有効ではない、cf. Enomoto 2000: 249, n. 51; Hartmann 2020: 378f. Enomoto 2000 を批判する Wynne 2008 もこの点を認識しないまま議論を展開している。なお、上文中の「根本説一切有部」を自称する文献も適用範囲に

が、この「根本説一切有部」と「説一切有部」の同一視と抵触しているように見えた⁶。

1 『南海寄帰内法伝』中の「然十誦律亦不是根本有部」の記事

7世紀末に書かれた義浄の『南海寄帰内法伝』の中に以下の有名な一節がある：

凡此所論、皆依根本説一切有部、不可將餘部事見糅於斯。此與十誦大歸相似。有部所分、三部之別、一法護、二化地、三迦攝卑、此並不行五天。唯烏長那國、及龜茲于闐、雜有行者。然十誦律亦不是根本有部也。
 (『大正』54, p. 206bc)

当該の末尾の文「然十誦律亦不是根本有部也」(『大正』54, p. 206c3f.) に関して、従来、筆者を含め内外のほぼ全ての研究者は、この文章を『十誦律』は根本(説一切)有部ではないと理解し、筆者以外の内外の研究者は、『十誦律』が説一切有部に属し、根本説一切有部に属さないことをこの文が明言していると解釈してきた⁷。そして、この解釈に基づき、『十誦律』が所属する説一切有部と「根本説一切有部律」が所属する根本説一切有部とは別であると考え、その前提の許で両者の関係が様々に議論されてきた。

ところが、近年、『南海寄帰内法伝』の宮林・加藤訳はこの文章を次のように訳している⁸。

然し(「根本」のつかない説一切有部の律蔵である)『十誦律』は、亦(いくら内容が大体同じであるといっ

ても、「根本」のついた有部の律蔵である)『根本(説一切)有部(毘奈耶)』(と同一)ではないのである⁹。

ポイントは最後の「『根本(説一切)有部(毘奈耶)』」である。つまり、原文の「根本有部」は、部派名ではなく、文献名として訳されている。従来のように「『十誦律』が根本(説一切)有部ではない」とは訳されていないのである。すると、この文は、先述した、『十誦律』と「根本説一切有部律」とは内容に相違点があるという周知の事実を記したに過ぎないことになる⁹。

さて、「根本有部」のような部派名を文献名として理解するのは、一見すると奇異に感じるが、『南海寄帰内法伝』では他にも同様の用例が見出される。その決定的な用例は以下である：

然東夏大綱多行法護。關中諸處僧祇舊兼。江南嶺表有部先盛。而云十誦四分者、多是取其經夾以為題目。
 (『大正』54, p. 205b26–28)

ところで、中国では、おおむね、法護(法蔵部の『四分律』)が実践されることが多い。(ただ、)関中(現在の陝西省の一部)の諸処では『(摩訶)僧祇(律)』が古くから(『四分律』とともに)兼ねて(実践されて)いた。江南(揚子江の南)や嶺表(現在の広東省・広西省の地)では、昔から「(説一切)有部」(の『十誦律』)¹⁰が盛んに(実践されて)いた。さて、『十誦(律)』『四分(律)』というのは、多くは經夾(經文を記した貝葉の束ね方、つまり分冊の体裁)をとって(その律蔵の)題目としたに過ぎないのである¹¹。

ここの文脈は当時の中国各地における律の実践を記述

問題があり、本稿の後半で論じる。

本稿は、この八尾 2007 や 2013、さらに Wynne 2008 や Anālayo 2020 にも見られる榎本 1998 や Enomoto 2000 への諸批判に対する答論ともなる。

⁶ これに関する榎本 1998: 398–396 や Enomoto 2000: 242–246 の論述は、本稿で論じるように不適切だった。

⁷ 八尾 2007; 2013、Wynne 2008、Anālayo 2020 による榎本 1998 と Enomoto 2000 への批判の最大の論拠は、この解釈を伴ったこの一文であった(八尾 2007: 896; 2013: xv, n. 1; Wynne 2008: 245f.; Anālayo 2020: 393f.)。

⁸ 宮林・加藤 2004: 27。

⁹ もっとも、『南海寄帰内法伝』が書かれた時点では、「根本説一切有部律」は未だ訳されてはいないから(榎本 1998: 398)、自明の事実ではない。

¹⁰ ここで、『十誦律』を指して「有部」という語が用いられていることの重要性については後述する。

¹¹ 宮林・加藤 2004: 15 「(中国仏教の律の受容に目を転じよう。)然(而)で東夏では大綱、法護(すなわち法蔵部の『四分律』)が行われることが多い。関中(すなわち現在の陝西省の地)の諸処では『(摩訶)僧祇(律)』が旧くより(『四分律』とともに)兼ね(おこなわれて)いた。江南(すなわち長江の南)や嶺表(すなわち現在の広東省・広西省の地)では、先(から)根本[mūla]のつかない(説一切)有部(の『十誦律』)が盛んであった。(然)而(て)ここで、各部派の所持するそれぞれの律蔵の呼称について説明しておけば『十誦(律)』『四分(律)』と云うのは、多くは經夾(すなわち經文を記した貝葉の束ね方、つまり分冊の体裁)をとって(その律蔵の)題目としたにすぎないのである」を大いに参考にした。

している。もし、太字にした「法護」、「僧祇」、「有部」が、Dharmaguptaka、Mahāsāṃghika、Sarvāstivādin、以上、3 部派を文字通り指していたら、これらインドの 3 部派が当時の中国で実在していたことになる。確かにそういう意識があって、こういう表現になった可能性はあるが、現実には、上記の訳のように、これら 3 部派の漢訳律、つまり『十誦律』、『四分律』、『摩訶僧祇律』の実践が意図されていると見なすべきである¹²。

なお、『南海寄帰内法伝』には、明確に「行四分律」¹³つまり「四分律を實踐する」という表現もある。したがって、「行」の対象を「律」と理解する点に無理はない。

冒頭に掲げた『南海寄帰内法伝』の件の文の前の「一法護、二化地、三迦攝卑。此並不行五天」という文も、従来のような¹⁴、法護、化地、迦攝卑の三部派が行ぜられない、という解釈では不自然である。ここも、これら三部派の律が実践されていないと理解すべきであろう¹⁵。つまり、これら三部派の律であり、義浄以前に漢訳され、したがって、この『南海寄帰内法伝』の読者となる中国人に知られていた『四分律』、『五分律』、『解脱戒經』の三律が、義浄当時の五天、すなわちインド全域でもはや実践されてはいなかったことを言うのであろう。ここでも主題は律文献であり、部派そのものではないと考えられる。

さらに、『南海寄帰内法伝』そのものではないが、その著者である義浄が訳した『根本説一切有部百一羯磨』の中の注記に以下の文がある。

近者親檢五分梵本¹⁶、與此有部一無別處（『大正』24, p. 498c27）。

近ごろ（私、義浄）はみずから『五分（律）』の梵本を調べてみたが、この「有部」（の律）と一つとして別の処が無かった¹⁷

文脈上、ここの「有部」も、「説一切有部」自体ではなく、『五分律』の梵本と比較検討できる律文献を指す¹⁸。かくて、『南海寄帰内法伝』の「然十誦律亦不是根本有部也」は、「しかし、『十誦律』は「根本（説一切）有部律」と内容が一致する訳ではない」という理解で間違っていないことが実証される。

そもそも、この文は、先行する「此與十誦大歸相似」（此の「根本（説一切）有部律」は『十誦律』とその内容が互いに大体、似ている）を受け、「だからといって、『十誦律』は「根本（説一切）有部（律）」と全く同一である訳ではない」と述べている。つまり、この 2 文全体で、『十誦律』と「根本（説一切）有部律」は、大体、同じ内容であるが、全く同じという訳ではないということを書いて記しているのである。両文献の内容の相違の程度について記してあるのであって、『十誦律』の所属部派について述べているのではない。従来は、前の文と切り離して、後の文だけを取り出し、『十誦律』と「根本説一切有部」の関係を論じてきたことが不適切だったのである。

また、ここの「然十誦律亦不是根本有部」を、「『十誦律』は根本有部ではない」というように解釈すると、主語は文献を指し、述語は部派を指すことになり、不自然になる。にもかかわらず、「『十誦律』は根本有部には属さない」というような無理な解釈を、宮林・加藤訳以外、筆者を含め世界中の学者が行ってきた¹⁹。

¹² 王 1995: 19 で既に指摘されている。王 2020: 22f. も同じ。

¹³ 『大正』54, p. 212b14。

¹⁴ この点では、宮林・加藤 2004: 27 も同様。

¹⁵ 王 1995: 28 もこの趣旨かもしれない。王 2020: 34f. も同じ。同様に、後述する Hevajratāntra I.1.29 で 4 部派を意味する *catvāro nikāyāḥ* (Snellgrove 1959: 4) という語が、対応する『仏説大悲空智金剛大教王儀軌經』（11 世紀前半漢訳）では「四種律」（『大正』18, p. 588b7）と訳されている。

¹⁶ 「五分梵本」とは、『五分律』のインドアーリヤ語原典で 5 世紀初めに法顕がスリランカから将来したもの、もしくはそれを漢字に転写したものであろう。義浄のこの言が真なら、『五分律』のインドアーリヤ語原典、或いはその漢字転写本が、スリランカ将来から 200 年以上を経た後も中国で保管されていた事実を示す重要な記録となる。

¹⁷ 宮林 2001: 220 「近ごろ私・義浄は親ら『五分』の梵本を験べてみたが此の有部の律本と一つとして別の処が無いことを発見した」を大いに参考にした。

¹⁸ 具体的には、この「有部」は、上述の『十誦律』ではなく、義浄の訳した「根本説一切有部律」であることは、この書物の題名『根本説一切有部百一羯磨』からも明確である。この点は本稿の次章で論じることとも一致する。

¹⁹ 同様の無理な解釈は「四聖諦」の「集諦」や「滅諦」でも行われてきた。後者の「滅諦」（*Vinayapīṭaka*, PTS 版, vol. 1, p. 10）を取り挙げると、そこでは、渴望（*taṇhā*）の停止（*nirodha*）がそのまま苦しみ（*dukkha*）の停止であるように解釈されていた（岩波 2002: 437a）。一方、縁起説では、渴望の停止は、苦しみの停止そのものではなく、その遠因である（*Vinayapīṭaka*,

かくて、件の文は、『十誦律』は、「根本有部律」と大体は似ているが、全く同一ではない」という、両文献の内容が若干相違することへの言及であったことに決着する。従来の解釈のように『十誦律』や「根本有部律」が属する集団の違いを語っているのではない。

では、両者の属する集団について『南海寄帰内法伝』は何か示してはいないか、この点を次章で検討してみる。

2 『南海寄帰内法伝』における「根本（説一切）有部」と「（説一切）有部」

従来から指摘されているように²⁰、『南海寄帰内法伝』では「根本説一切有部」を指す略称として、「根本有部」以外に「有部」も使われる。つまり、『十誦律』等の所属集団である「説一切有部」の略称の「有部」が、「根本説一切有部」の略称としても使われている。両者の使用頻度を比べると、「根本説一切有部」の略称としての「有部」が圧倒的に多い²¹。この点に関して、宮林・加藤訳は、上述のように、『南海寄帰内法伝』における「有部」に関して、『十誦律』に関する箇所では「根本」のつかない説一切有部、「根本説一切有部」の略称と見なされる箇所では「根本」のついた有部などと訳し分ける。つまり、『南海寄帰内法伝』における「有部」には二種類の相反する用法があるという解釈であ

る。ただ、この点は再考する余地がある。

義浄は、「有部」が『十誦律』の所属集団である「説一切有部」の略称であることを当然知っており、実際、上述のように、『十誦律』を指して「有部」という語を使うこともある。ところが、義浄は、この「有部」という語を「根本説一切有部」の略称としても使用し、しかももっと頻繁に使用する。この事実から、義浄にとって、『十誦律』の所属集団である「説一切有部」と「根本説一切有部」とは、「有部」という同一の語で略称できる関係にあったことが知られる。もし、両者が混同されることを義浄が恐れていたなら、『十誦律』の所属集団名である「説一切有部」の略語として定着していた「有部」を「根本説一切有部」の略語に用いず、別の略語を案出するか、「根本（説一切）有部」のまま略さずに使用したであろう。義浄にとって、『十誦律』の所属集団の「説一切有部」と「根本説一切有部」とは、混同されても支障がない、言い換えれば、区別する必要のない集団であったと考えられる。かくて、義浄にとって「有部」とは、『十誦律』の所属集団である「説一切有部」、「根本説一切有部」と自称した当時の「説一切有部」、この両者を区別なく包含する概念だったと見てよい。義浄の「（説一切）有部」が指示する範囲は、『十誦律』の所属集団のみならず、「根本説一切有部」と自称する集団を含むまで拡張していたと推定されるのである²²。

vol. 1, pp. 1f.). 両者を比較すれば、前者の解釈には無理があることが明らかになる。前者の解釈に従うと、例えば、渴望の停止と同時に四苦の一つの病いも停止することになるが、『涅槃経』に明記されているように、ブッダは解脱を得て渴望が停止した後も病で苦しむ。

実は、「滅諦」において、その原語の *dukkhanirodha* は、苦しみの停止そのものを指すのではなく、「苦しみの停止をもたらす」という形容詞なのである（榎本 2016: 65）。かくて、縁起説のみならず「滅諦」でも、渴望の停止は苦しみの停止の原因である点が確認される。

²⁰ Bareau 1955: 153; 徳岡 1960; 榎本 1998; Enomoto 2000.

²¹ 圧倒的に多い「有部」ではなく、「根本有部」というフルネームに近い形が使われる場合、その理由はほぼ推測できる。まず、四部派を解説する箇所「聖根本説一切有部」（205a27f.）というフルネームが使われるのは、他の三部派もフルネームが使われているからであろう。件の文でも「根本説一切有部律」を指す以上、「有部」ではなく、「根本有部」と記す必要があったであろう。また、本稿の冒頭で引用した『南海寄帰内法伝』の冒頭の「根本説一切有部」も、後の文でこれを受ける「此」が「根本有部律」を指示するので、ここも「根本説一切有部律」を指すと考えられる。ただ、『南海寄帰内法伝』205b12の「根本有部」は、通例なら「有部」と略されてしかるべき箇所であるので、何故、略されないか不明である。

²² 八尾 2007: 896 は、『南海寄帰内法伝』の件の文を従来通り解釈することに依り、「十誦律との関係について義浄が「十誦律は根本有部ではない」と明言していることから、『十誦律』と『根本有部律』との伝持者との間で「有部」という言葉の意味が食い違っていたことはまちがいない。榎本はこの差異にまったく触れていない」と述べるが、以上の諸事実から、「有部」という言葉の意味（「過去・現在・未来に亘って全ての *dharma* は）実在すると（主張する）部派）」の「食い違」いではなく、「有部」という言葉の指示対象の範囲の違いとすべきであろう。なお、Enomoto 2000: 248, n. 43 は、『十誦律』が帰属した「有部」と「根本説一切有部律」が帰属した「有部」とは全く別物である、というような想定には根拠がない点にも論及している。

3 根本（説一切）有部という名称の問題点

「根本説一切有部律」とは文字通り「根本説一切有部」の「律」であるから、「根本説一切有部」に属する人々が「根本説一切有部律」を伝持していたことに間違いはない。ただ、上述の如く、多くの研究者は、説一切有部内において「根本説一切有部律」を伝持した集団を、『十誦律』伝持集団と区別して、根本説一切有部と呼ぶ。しかし、この従来の慣行は、古来の文献における「根本説一切有部」という語の用法に反していることを以前に論じ、今回それを再確認した。もっとも、「根本説一切有部律」伝持集団を根本説一切有部と呼ぶ慣行を廃すると、不便になる²³。

しかし、近年の律研究の発展は、根本説一切有部という名称の使用を一層困難にしている。それは、「根本説一切有部」に属する人々のみが「根本説一切有部律」を伝持していたのではなく、「根本説一切有部」と自称する集団と「根本説一切有部律」を伝持する集団とが乖離する場合のあることが明らかになってきたからである。まず、本邦では夙に指摘されていたように²⁴、435年に漢訳された『薩婆多部毘尼摩得勒伽』²⁵は、「薩婆多部

の「毘尼」つまり「説一切有部律」と銘されているが、内容は『十誦律』ではなく「根本説一切有部律」とほぼ共通し、最近では「根本説一切有部律」の中に分類されている²⁶。

ただ、これまで注意されてこなかったようであるが、この『薩婆多部毘尼摩得勒伽』という題名は、実は6世紀末の『衆経目録』で『薩婆多毘尼摩得勒伽』²⁷として初めて「薩婆多毘尼」、すなわち「説一切有部律」の名前が附されるのであって、現存する最古の漢訳仏典目録である6世紀前半の『出三蔵記集』では『摩得勒伽(経)』²⁸という名でしか現れない。つまり、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』のインドアーリヤ語原本には「説一切有部」の銘はなく、それが附されるのは中国においてであり、しかも訳出後100年ほど経た後の中国である²⁹。

それでも、『十誦律』とほぼ同じ時期に漢訳されたにも拘わらず、『十誦律』とは内容が異なり、「根本説一切有部律」と殆ど一致する律の一部が、題名中の「摩得勒伽」という音写語が示すように、インドアーリヤ語で実在していた事実は重要である³⁰。つまり、「根本説一切有部」という名の集団の存在が確認できるより200年以上前から「根本説一切有部律」の実質は存在してお

²³ Cf. Kishino 2013: 9: “This does not mean that I postulate a school named “Mūlasarvāstivādins,” which was completely separated from the Sarvāstivādins. Rather, I simply use it as a convenient and conventional term to refer to specific *vinaya* texts, for lack of a better word.”

²⁴ 中川 1989 がその最初であろう。

²⁵ 『大正』23, pp. 564ff.

²⁶ Clarke 2015: 80; 2016: 66, 99. Cf. 岸野 2008. 同様に「説一切有部」の最初期の論書と考えられているが、現存する玄奘訳には後代の改変の跡も見られる(榎本 1985: 135)『阿毘達磨集異門足論』において既に、「説一切有部」の諸文献よりも「根本説一切有部律」に近い教理が認められる(Schmithausen 1987: 318–337; Enomoto 2000: 249, n. 51; 榎本 2004: 655)。また、両者とも説一切有部系であり、4世紀末から5世紀前半というほぼ同時代に漢訳された『中阿含経』と『雜阿含経』の間には、明確に教理や原語等の相違が認められ、この内『雜阿含経』は「根本説一切有部律」に見られる教理に近いが、『中阿含経』は古い時代の説一切有部の教理に近い(Schmithausen 1987; 榎本 1988; Cf. Anālayo 2020; Dhammadinnā 2020; Yao 2020)。さらに、漢訳では古く3世紀まで遡る初期密教の諸経典にも「根本説一切有部律」との共通性が見いだされる(大塚 2013: 195–197, 290–313, 332–369, 476–543)。ただし、それら共通箇所全てが「根本説一切有部律」独自の伝承である、つまり、説一切有部内部で「根本説一切有部律」とは異なる系列の文献や他部派の文献とは明確に相違すると断言できるか否かという点では、一層の慎重な検討が必要かもしれない。

²⁷ 『大正』55, p. 140b1.

²⁸ 『大正』55, pp. 12b21, 82a18, 104c24.

²⁹ 6世紀前半から末までの間に「薩婆多毘尼」が附された事情は不明である。「説一切有部」の律であるという伝承がインド以来、本書に付随しており、それが6世紀末の『衆経目録』で初めて公にされたのか、或いは、訳出後に「説一切有部」の律である『十誦律』と内容が近いと判断され、6世紀末の『衆経目録』で初めて「薩婆多毘尼」が附されたのか、様々な推測はできるが、いずれも証拠はない。それでも、6世紀前半から末の時点の中国において、本書に、「根本説一切有部」ではなく、「説一切有部」の律という題名が付加された事実には留意する必要がある。

³⁰ この事実から、『十誦律』と「根本説一切有部律」との関係に関して、後者は、前者の時間的发展の結果ではなく、インドアーリヤ語原本の段階で前者とほぼ同時代に存在していたことが明らかになり、上述の『中阿含経』と『雜阿含経』との相違とも相俟って、説一切有部内に複数の分派が5世紀には既に存在していたことが示唆される。

り、「根本説一切有部」の誕生は、実質的な「根本説一切有部律」の成立とは関係がないのである。「根本説一切有部」と自称する集団と実質的な「根本説一切有部律」伝持集団とは、後者の成立から200年以上も経過した7世紀後半になって初めて合体する。さらに、既に指摘したように³¹、7世紀後半以後も、「根本説一切有部」ではなく「説一切有部」所属と記された³²人々が、『十誦律』ではなく「根本説一切有部律」と密接に関係している。「根本説一切有部」と自称する集団は、実質的に「根本説一切有部律」を伝持した集団の一部に過ぎなかったのである。

この状況において、「根本説一切有部律」の銘がある文献³³を伝持した集団のみに根本説一切有部の名称を用いると、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』のように実質的な「根本説一切有部律」を伝持している集団が根本説一切有部から排除される³⁴。さらに、実質的に「根本説一切有部律」を伝持しているが、「根本説一切有部」所属とは記されない集団、或いは、逆に「説一切有部」所属と記される集団、この両集団と「根本説一切有部」を自称した集団との連続性が失われる。また、『薩婆多部毘尼

摩得勒伽』のように実質的な「根本説一切有部律」を伝持している集団に対して、根本説一切有部とは異なる呼称を使用せざるを得なくなる。

他方、実質的に「根本説一切有部律」を伝持している集団全体を包括して根本説一切有部と呼ぶと、7世紀前半まで「根本説一切有部」という名称が存在した証拠がない事実や、7世紀後半以後も、「根本説一切有部」ではなく「説一切有部」所属と明記された人々がそこに含まれる事実と齟齬する。

筆者は、以前、この実質的な「根本説一切有部律」伝持集団を「中央有部」と名付けることを提案した³⁵。これだと、根本説一切有部という名称を用いることから生じる以上のジレンマに陥ることなく、実質的な「根本説一切有部律」伝持集団全体を指示できる。また、同一の語に関して、古来の文献と現代の研究者間での用法の相違が招く混乱も回避できる。ただ、この「中央有部」の場合も、『十誦律』を伝持していた「説一切有部」など、「説一切有部」内部の異集団との境界線をどこに引くかという点に課題が残る。『婆沙論』引用の律³⁶や Merv で発見された律³⁷、さらに『俱舍論註』引用の律³⁸のよ

³¹ 榎本 2004: 653–656。さらに、後代ではあるが、11世紀の *Dīpaṃkaraśrījñāna* が「説一切有部」の律師として列挙する人々には、*Dharmatrāta* や *Vasumitra* 等の有部の四大論師のみならず、*Guṇaprabha* や *Śākyaprabha* など他では「根本説一切有部」所属と記される人々も含まれている（望月 2000: 23f.）。また、最近、松田 2019 や Hartmann 2020: 376–380 が指摘したように、「根本説一切有部律」と密接な関係のある *Tridaṇḍamālā* の 10–11 世紀頃（松田 2019: 2）の写本の奥書には、「説一切有部」の *Aśvaghōṣa* の著作という銘（松田 2019: 2）もある。なお、8世紀末頃の成立と考えられている密教の *Hevajratana I.1.29* には 4 *nikāya* として、*Sthāvarī Sarvāstivādaḥ Saṃvidī Mahāsaṅghī ca* と 4 部派が列挙され（Snellgrove 1959: 4, 6）、II.4.59–61 では韻文で敷衍もされるが（Snellgrove 1959: 68, 70）、いずれにおいても「根本説一切有部」ではなく、「説一切有部」の名が挙げられている。

³² 榎本 2004: 653–656 が示す用例は当該人物の弟子筋が記すものであり、他称というより、自称に近いものである。したがって、ここの「説一切有部」は他称であり、自称は「根本説一切有部」であったというような議論はできない。

あるいは、所属する大集団が「説一切有部」であったことをこの事実は示しているに過ぎない、という解釈もできるかもしれない。すなわち、「根本説一切有部律」と密接に関係する以上、所属小集団は「根本説一切有部」であったらうから、「説一切有部」という銘に拘わらず、根本説一切有部と呼んで問題はないという解釈である。しかし、所属する小集団が本当に「根本説一切有部」という名であった証拠はどこにもなく、所属する小集団が「説一切有部」という名であった可能性も存在する。

³³ 厳密に言えば、「根本説一切有部律」のサンスクリット本はここから除外される。その写本に「根本説一切有部」の銘はないからである、cf. Hartmann 2020: 368。なお、この点で、註 5 で言及した八尾 2007: 894 の「根本説一切有部」を自称する文献」という表現は適用範囲に問題がある。

³⁴ 前註より、厳密に言えば、「根本説一切有部律」のサンスクリット本を伝持した集団も排除される。

³⁵ 榎本 2001: 35。

³⁶ 佐々木 2000。

³⁷ Merv で発見された律の写本には、「説一切有部」の銘があるが、『十誦律』とは異なり、「根本説一切有部律」と一致する要素も多い（Clarke 2001: 90–92; Hartmann 2020: 375f.）。なお、Merv で発見された律が、『十誦律』「根本説一切有部律」のいずれとも系統を異にする証拠の一つとして、布薩の原語が『十誦律』系では *poṣatha*、「根本説一切有部律」では *poṣadha* であるのに対し、Merv の律では *uposata* (*uposatha* の誤記か) となる（Karashima 2015: 218 and n. 291）点が注目される。

³⁸ 本庄 2014: 37。

うに、『十誦律』と「根本説一切有部律」の間の中間的な位置にある律が複数報告されているからである。

このように、後には「根本説一切有部」とも自称する「説一切有部」には、『十誦律』のみではなく³⁹、『十誦律』と「根本説一切有部律」の 2 種のみでもなく、時代と地域に応じて多種多様な律が存在した事実が次々に明らかにされている。したがって、それらの律を伝持する集団も、1 集団や 2 集団に留まらず、もっと多くの集団が存在していたであろう⁴⁰。

さらに、『十誦律』系の律や「根本説一切有部律」自体ですら一様ではなく、そこに相異なる諸系統が存在

する点も次々に明らかになっているのが現状である⁴¹。かくて、それらの律を伝持していた集団内部にも複数の相異なる小集団が存在した可能性が高い。

こういう状況を鑑みると、説一切有部内の諸集団を分類する際には、集団そのものを主体にして文献を分類するのではなく、文献を主体にして集団を分類をした方が実情に叶う⁴²。例えば、近代の研究者が広義⁴³で根本説一切有部と呼ぶものは、「説一切有部内で実質的に「根本説一切有部律」⁴⁴を伝持した分派」⁴⁵というような呼称に留めておくのが穏当だろう。冗長だからといって、これを根本説一切有部と略せば、上述の諸問題を招く。

引用文献

岩波 2002 = 『岩波仏教辞典』第二版、岩波書店。

榎本 1984 = 榎本文雄「阿含經典の成立」『東洋学術研究』23 卷 1 号、pp. 93–108。

榎本 1985 = 榎本文雄「初期仏典と論書の伝承史研究にむけて」『佛教論叢』29、pp. 134–137。

榎本 1988 = 榎本文雄「初期仏教思想の形成——北伝阿含の成立」『インド仏教 I』（『岩波講座・東洋思想』8）、岩波書店、pp. 99–116。

榎本 1998 = 榎本文雄「根本説一切有部」と「説一切有部」『印度学仏教研究』47 卷 1 号、pp. 392–400。

榎本 2001 = 榎本文雄「『雑阿含経』の訳出と原典の由来」『仏教文化の基調と展開：石上善應教授古稀記念論文集』1、山喜房佛書林、pp. 31–41。

榎本 2004 = 榎本文雄「根本説一切有部」の登場『神子上恵生教授頌寿記念論集：インド哲学佛教思想論集』、永田文昌堂、pp. 651–677。

³⁹ 欧米の研究者の殆どは、「説一切有部」の律という点、『十誦律』やこれに相当する東トルキスタン出土サンスクリット文献しか言及しないが、八尾 2007 がこの姿勢に与しない点に筆者は賛同する（榎本 1998: 394; Enomoto 2000: 248f.）。

⁴⁰ Cf. Hartmann 2020: 380f.

⁴¹ Enomoto 2000: 248. 『十誦律』系の律の諸異本については、Kieffer-Pülz 2020 も参照。「根本説一切有部律」も、従来から知られていたような漢訳、チベット訳、サンスクリット本という、言語のみならず内容の違いも含む 3version に留まらず、もっと多くの系統があることが最近の研究で明らかになってきた（八尾 2019ab; Kishino 2019; Kieffer-Pülz 2020: 44; Yao 2020）。また、実質的な「根本説一切有部律」である『薩婆多部毘尼摩得勒伽』も「根本説一切有部律」と完全に一致する訳ではない（岸野 2008; Clarke 2016: 66, 99）という事実は、「根本説一切有部律」自体も時間的に発展を遂げたことを示唆する。このことから、「根本説一切有部律」と銘された文献の中で最古の年代銘のある義浄訳「根本説一切有部律」においてすら、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』と共通する 5 世紀前半の古い要素のみならず、義浄が原本を入手した 7 世紀後半までの新しい発展も反映されていることがわかる。

⁴² Cf. Hartmann 2020: 380f.; Skilling 2020: 17, n. 3.

⁴³ 榎本 1984: 100; 1988: 110 や Clarke 2015 の立場、cf. 註 3。なお、「根本説一切有部律」と銘のある文献（ただし、サンスクリット本は含める、cf. 註 33）を伝持する集団のみを根本説一切有部と呼ぶ狭義の立場もある、例えば、八尾 2007: 894 「根本説一切有部」を自称する文献を考察する際。

⁴⁴ この「根本説一切有部律」という文献名は、「根本説一切有部」の語は含むものの、古来の文献において現実に用いられている点では使用に問題はないが、指示範囲は必ずしも一律ではない、cf. 註 33。

⁴⁵ Cf. 生野 2018: 69 「説一切有部内の根本説一切有部律を伝持した分派」。

- 榎本 2016 = 榎本文雄「四諦」『上座仏教事典』、めこん、pp. 64f。
- 王 1995 = 義浄(著)、王邦維(校注)『南海寄歸内法傳校注』、中外交通史籍叢刊、北京。
- 王 2020 = 義浄(著)、王邦維(校注)『南海寄歸内法傳校注』、中國佛教典籍選刊、北京。
- 大塚 2013 = 大塚伸夫『インド初期密教成立過程の研究』、春秋社。
- 岸野 2008 = 岸野亮示「『薩婆多部毘尼摩得勒伽』は『十誦律』の注釈書か?」『印度學仏教學研究』56巻2号、pp. 851-854。
- 岸野 2020 = 岸野亮示「律に説かれる宗教活動——インドにおける「行像」——」、船山徹(編)『現世の活動と来世の往生』(シリーズ実践仏教第2巻)、臨川書店、pp. 5-120。
- 佐々木 2000 = 佐々木閑「婆沙論と律」『印度學仏教學研究』49巻1号、pp. 413-421。
- 生野 2018 = 生野昌範「アメリカ合衆国ヴァージニア州のプライベート・コレクションにおける新出サンスクリット語写本断簡集」*Bulletin of the International Institute for Buddhist Studies* (『国際仏教学研究所紀要』) 1、pp. 61-75。
- 『大正』 = 『大正新脩大藏經』。
- 徳岡 1960 = 徳岡亮英「印度佛教における部派の成立について——フラウワラルナーの近著を讀んで——」『大谷學報』40巻3号、pp. 43-69。
- 中川 1989 = 中川正法「『律經』波羅夷法淫戒 pṛcchā 節」『西日本宗教学雑誌』11、pp. 79-84。
- 本庄 2014 = 本庄良文『俱舍論註ウパーイカーの研究』訳註篇、上、大蔵出版。
- 松田 2019 = 松田和信「三啓集 (*Tridaṇḍamālā*) における勝義空經とブツダチャリタ」『印度學仏教學研究』68巻1号、pp. 1-11。
- 宮林 2001 = 宮林昭彦「義浄『南海寄歸内法伝』に見える道宣批判」、石上善應教授古稀記念論文集刊行会(編)『石上善應教授古稀記念論文集：仏教文化の基調と展開』2、山喜房佛書林、pp. 209-225。
- 宮林・加藤 2004 = 義浄(撰)、宮林昭彦・加藤栄司(訳)『現代語訳南海寄歸内法伝：七世紀インド仏教僧伽の日常生活』、法藏館。
- 望月 2000 = 望月海慧「ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)」『身延論叢』5、pp. 1-32。
- 八尾 2007 = 八尾史「根本説一切有部」という名称について『印度學仏教學研究』55巻2号、pp. 894-897。
- 八尾 2013 = 八尾史(訳注)『根本説一切有部律薬事』、連合出版。
- 八尾 2019a = 八尾史「根本説一切有部律薬事の新出写本——現存状況、構成の問題、ギルギット写本との関係——」『佛教學』60、pp. 1-19。
- 八尾 2019b = 八尾史「仏典の切れはしを読む方法——「根本説一切有部律薬事」新出サンスクリット写本の研究とデジタルデータ」、下田正弘・永崎研宣(編)『デジタル学術空間の作り方：仏教学から提起する次世代人文学のモデル』、文学通信、pp. 183-198。
- Anālayo 2020 = Anālayo, Bhikkhu, “‘Mūlasarvāstivādin and Sarvāstivādin’: Oral Transmission Lineages of Āgama Texts,” in: Dhammānā (ed.), *Research on the Saṃyukta-āgama*, Taipei, pp. 387-426.
- Bureau 1955 = Bureau, André, *Les sectes bouddhiques du Petit Véhicule*, Publications de l'École Française

d'Extrême-Orient, 38, Saïgon.

Clarke 2001 = Clarke, Shayne, “The *Mūlasarvāstivāda Vinaya Mukta*: 根本説一切有部目得迦,” 『佛教研究』 30, pp. 81–107.

Clarke 2015 = Clarke, Shayne, “Vinayas,” in: Jonathan A. Silk et al. (eds.) *Brill's Encyclopedia of Buddhism*, 1: *Literature and Languages*, Leiden, pp. 60–87.

Clarke 2016 = Clarke, Shayne, “The '*Dul bar byed pa (Vinītaka)* Case-Law Section of the *Mūlasarvāstivādin Uttaragrantha*: Sources for Guṇaprabha's *Vinayasūtra* and Indian Buddhist Attitudes towards Sex and Sexuality,” 『国際仏教学大学院大学研究紀要』 20, pp. 49–196.

Dhammadinnā 2020 = Dhammadinnā, Bhikkhunī, “Highlights from a Comparative Study of the *Samyukta-āgama* Quotations in the *Abhidharmakośopāyikā-ṭīkā*,” in: Dhammadinnā (ed.), *Research on the Samyukta-āgama*, Taipei, pp. 481–589.

Enomoto 2000 = Enomoto, Fumio, “‘Mūlasarvāstivādin’ and ‘Sarvāstivādin’,” in: Christine Chojnacki, Jens-Uwe Hartmann and Volker M. Tschannerl (eds.), *Vividharatnakaraṇḍaka: Festgabe für Adelheid Mette*, Indica et Tibetica, 37, Swisttal-Odendorf, pp. 239–250.

Hartmann 2020 = Hartmann, Jens-Uwe, “Sanskrit Versions of the *Āgamas*: Schools, Regions and Editors,” in: Dhammadinnā (ed.), *Research on the Samyukta-āgama*, Taipei, pp. 359–386.

Karashima 2015 = Karashima, Seishi and Vorobyova-Desyatovskaya, Margarita I., “The *Avadāna* Anthology from Merv, Turkmenistan,” in: *Buddhist Manuscripts from Central Asia volume, The St. Petersburg Sanskrit Fragments*, 1, Tokyo, pp. 145–523.

Kieffer-Pülz 2020 = Kieffer-Pülz, Petra, “Some Thoughts on Niḥsargikā Pātayantikā 27 (26) of the Sanskrit Sarvāstivāda *Bhikṣuprātimokṣasūtras*,” *Annual Report of the International Research Institute for Advanced Buddhism at Soka University* (『創価大学国際仏教学高等研究所年報』), 23, pp. 43–55.

Kishino 2013 = Kishino, Ryoji, *A Study of the Nidāna: An Underrated Canonical Text of the Mūlasarvāstivāda-vinaya*, PhD dissertation, UCLA.

Kishino 2019 = Kishino, Ryōji, “The Implications of Bu-ston's (1290–1364) Doubts about the Authenticity of the *Vinaya-saṃgraha*,” *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 77, pp. 107–135.

Schmithausen 1987 = Schmithausen, Lambert, “Beiträge zur Schulzugehörigkeit und Textgeschichte kanonischer und postkanonischer buddhistischer Materialien,” in: Heinz Bechert (ed.), *Zur Schulzugehörigkeit von Werken der Hīnayāna-Literatur*, 2, Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften in Göttingen, Phil.-Hist. Kl., Dritte Folge, 154, Göttingen, pp. 304–406.

Skilling 2020 = Skilling, Peter, “‘Impermanence’: A Translation of the First Chapter of the Tibetan *Udānavarga*,” *Buddhist Studies Review*, 37,1, pp. 15–25.

Snellgrove 1959 = Snellgrove, D. L., *The Hevajra Tantra: A Critical Study*, London Oriental Series, 6, London.

Wynne 2008 = Wynne, Alexander, “On the Sarvāstivādins and Mūlasarvāstivādins,” *The Indian International Journal of Buddhist Studies*, 9, pp. 243–266.

Yao 2020 = Yao, Fumi, “Traces of Incorporation: Some Examples of *Samyukta-āgama Sūtras* in the *Mūlasarvāstivāda Vinaya*,” in: Dhammadinnā (ed.), *Research on the Samyukta-āgama*, Taipei, pp. 429–480.

『中観五蘊論』を用いた仏教用語の定義的用例の検討における次なる課題 ——英語版七十五法対応語用例集の作成——

横山 剛 (岐阜大学 高等研究院 特任助教)

1 『中観五蘊論』を用いたこれまでの研究

バウッダコーシャ・プロジェクトにおいて、京都大学の宮崎研究班は、チャンドラキールティ (Candrakīrti, 7世紀頃) の『中観五蘊論』(**Madhyamakapañcaskandhaka*) を用いて、中観派が示す仏教用語の定義的用例の検討に取り組んできた。そして、七十五法対応語に関する成果を『『中観五蘊論』における五位七十五法対応語』(山喜房佛書林, 2017. 以下、BK4 と略) として刊行した。その後も同論に説かれる仏教用語の定義的用例の検討を継続し、七十五法対応語以外の主要な術語に関する成果を『『中観五蘊論』の法体系：五位七十五法対応語を除く主要術語の分析』(山喜房佛書林, 2019. 以下、BK7 と略) として刊行した。以上の二書の刊行をもって、同論を用いた仏教用語の定義的用例の検討は一つ

の区切りを迎えたことになる。

その後、宮崎研究班では、これまでの研究を基礎としながら、研究を展開させるための次なる課題として、同プロジェクトにおける『俱舍論』とその周辺論書を用いた五位七十五法の定義的用例の英訳研究とその成果 (Sartō *et al.* [2018]. 以下、BK6 と略) に倣って、『中観五蘊論』を用いた定義的用例集の英語版の作成を開始した。これには『中観五蘊論』を用いたこれまでの研究成果を国際的に発信するという目的とともに、英訳という作業を通じて、これまでの研究の内容を批判的に再考するというねらいもある。英語版の作成に際しては、第一段階として、BK4 で扱った七十五法対応語から作業を開始した。以下では、見本として *prajñā* の内容を示しながら、英語版用例集の方針などについて説明をしたい。

2 英語版用例集の見本

18. *prajñā* See also BK4 96–99, BK6 46.

insight, wisdom

Tib. *śes rab*

Cf. Xuanzang's Chinese translation in the AA: 慧

MPSk, Eng.

Insight is the thorough discernment (*pravicaya*) of elements (*dharmas*). Discernment is [the act of] discerning in which one observes an object that is comprised of many entities [but] appears to be a whole. Distinguished discernment is thorough discernment. It works in such a manner that one divides a thing into pieces with one's intelligence (*buddhi*), considering what its innate form

(*svarūpa*) might be or whether the object of the perception actually has a core. For instance, it is like stripping the trunk of a banana tree, seeking [to reveal] its pith. When someone completely strips the leaf stalks one by one from the trunk of a banana, seeking [to reveal] its pith, he does not find any pith therein. Likewise, when someone who has a clear mind (*mati*) seeks the innate form of a person (*pudgala*) or elements (*dharmas*), he does not perceive any core [in them].

MPSk, Tib.

śes rab¹⁾ ni chos rab tu rnam par 'byed pa'o // rnam par 'byed pa ni dños po'i ño bo mañ po ril po gcig lta bur gyur pa'i don la 'dis so sor rtogs pas rnam par 'byed pa'o // khyad par can du rnam par 'byed pa ni rab tu rnam par 'byed pa ste / blo yis²⁾ dños po'i cha rnam par phye nas 'di'i rañ gi ño bo ci zes te / ñe bar dmigs pa'i don la ñes par sñiñ po ci 'zig yod ces de lta bu'i rnam par 'zugs pa'o // dper na chu śiñ gi³⁾ sdoñ po la sñiñ po 'dod pas rnam par phye ba lta bu ste /⁴⁾ ji ltar 'ga' 'zig sñiñ po 'dod pas chu śiñ gi⁵⁾ sdoñ po 'sun pa dañ 'sun pa tha dad du legs par rnam par phye nas btsal⁶⁾ ba na sñiñ po cuñ zad kyañ mi rñed pa ltar blo gros dañ ldan pas⁷⁾ gañ zag dañ chos rnams kyi⁸⁾ rañ gi⁹⁾ ño bo yoñs su btsal ba na sñiñ po cuñ zad kyañ mi dmigs so //

¹⁾ G inserts *kyi*. ²⁾ *yi* G ³⁾ *gis* G ⁴⁾ // C ⁵⁾ *gis* G ⁶⁾ *btsol* N ⁷⁾ *pa* G ⁸⁾ *kyis* G ⁹⁾ *gis* G

(C 245a2–4, D 248a2–4, G 338b3–339a1, N 273b6–274a3, P 284a2–6, cf. LINDTNER 110.15–26, Zh 1556.2–10)

Cf. MMA

prajñā dharmāṇaṃ pravicaṃyāḥ saṃśayavyāvartanakarmikā / bhāvasya pudgaladharmātmakasya svabuddhyāvayavaśo vibhañjayat svarūpānveṣaṇam / pudgalasya dharmāṇaṃ ca svarūpaṃ parīkṣyamāṇaṃ niḥsvabhāvatayā na kiñcid upalabhate // (22.9–13)

3 英語版用例集の方針

既刊の BK4 では、『中観五蘊論』における定義的
用例やその和訳と併せて、参考文献として『牟尼
意趣莊嚴』(*Munimatālaṃkāra*)と『入阿毘達磨論』
(*Abhidharmāvatāra*)における定義的用例も収録し、前
者については、サンスクリット、チベット語訳、先行研
究における和訳を示し、後者については、チベット語
訳、漢訳、先行研究における和訳、英訳、仏訳を示した
(『中観五蘊論』と上述の二論書の関係については、BK4
の「はじめに」を参照されたい)。一方で、現在、作成
を進めている英語版では、情報の重複や内容が煩雑に
なるのを避けるために、参考として挙げる情報を、翻訳
を行う際に特に重要となる『牟尼意趣莊嚴』やその他の

諸論書から回収されるサンスクリットに限定し、『牟尼
意趣莊嚴』と『入阿毘達磨論』における定義的用例の詳
細については、BK4 を参照させる方針をとった。英語
版用例集における各術語の内容は、主に以下の八つの
項目からなる。

- 見出し語
- BK4 と BK6 の対応頁
- 本研究で提案する術語の英訳
- 『中観五蘊論』における術語のチベット語訳
- 『入阿毘達磨論』における術語の漢訳例
- 『中観五蘊論』における定義的用例の英訳
- 『中観五蘊論』における定義的用例のチベット語訳
- 『牟尼意趣莊嚴』のサンスクリット

冒頭に示す七十五法対応語の見出し語には、BK4と同じく、1から75の通し番号を付す。そして、その直後に、本研究と併せて参照すると有益なBK4とBK6の対応する頁数を示す。続いて、本研究が『中観五蘊論』の定義的用例に基づいて提案する術語の英訳、『中観五蘊論』における術語のチベット語訳を示す。本研究では、『入阿毘達磨論』の漢訳を提示しないため、術語の漢訳に関する情報を全く欠くことになってしまう。これを避けるために、『中観五蘊論』における術語のチベット語訳の直後に、『入阿毘達磨論』における術語の漢訳を参考として示す。そして、その後、『中観五蘊論』における定義的用例の英訳とチベット語訳、『牟尼意趣莊嚴』のサンスクリットを順に示す。

4 定義的用例の翻訳ならびに術語の訳語の再考

英語版を作成する際には、単にBK4の内容を英語に置き換えるのではなく、『中観五蘊論』のチベット語訳や『牟尼意趣莊嚴』などから回収されるサンスクリットに立ち戻り、ときには関連する文献の解説も考慮に入れて、その内容や意味をもう一度吟味した上で、英訳を行っている。先に見本として示した *prajñā* の定義的用例を英訳する際に再考と訂正をした点の例として、バナナの木の話について紹介したい。

『中観五蘊論』では、要素の集合体である事物を分解して、そこに本体が存在するかを探るという *prajñā* の働きが、バナナの木の話に芯を求めて葉を一枚一枚剥ぐという譬えによって説明される。宮崎班では、まず、BK4を作成する際には詳しく検討することがなかった、『相應部』(*Samyutta-nikāya*) 所収の『泡沫団喩經』(*Phenapiṇḍūpama-sutta*) の教説 (SN, vol. III, 141.25–142.9, cf. 中村ほか訳 259, 片山訳 479–480; 『雜阿含經』卷十, T, vol. 2, 68c25–69a7) を参照し、『中観五蘊論』に見られる譬えの背後には、無我の譬えとして、バナナの木を用いる伝統があることを確認した。また『中観五蘊論』の譬えの箇所に関しては、『牟尼意趣莊嚴』に並行する解説がなく、サンスクリットを回収することができないが、上述の初期經典の教説にもとづいて、BK4において「莖」(*sdoñ po*)、「皮」(*śun pa*)、「中心」(*sñiñ po*) と訳した箇所が、それぞれ *khandha* (Skt. *skandha*)、*patta-vatṭi* (Skt. *pattra-varti*)、*sāra*

(Skt. 同) に対応することを確認した。

さらに、ここでポイントとなるのは、バナナの木の話の構造である。バナナの木は、正確に言えば、木ではない点に注意が必要である。幹に見える部分は、実際には、葉柄（あるいは、葉鞘）が重なったもので、偽莖（あるいは、仮莖）とも呼ばれ、いわばタマネギのような重層的な構造になっている。BK4を作成する際にも、バナナの木の話の構造を理解した上で和訳を行ったが、英訳を行う際には、上述の文献学的情報と実際のバナナの木の話の構造を対応させて、さらに分かりやすい訳を目指した。具体的には、*śun pa* については、「皮」と訳すと一見すると可食部の話をしていると誤解を与える可能性も考えられるため、若干専門的な用語にはなるが *leaf stalk* (葉柄) という訳語を採用した。また、*sñiñ po* については、譬えの中では、植物の構造という文脈に即して *pith* (髓) という訳語を用い、人法無我という仏教的な文脈においては、*core* (中心) と訳し分けた。

また、英語版を作成する際には、定義的用例ばかりでなく、それに基づく術語の訳語についても再考を行っている。*prajñā* の訳語については、拙稿 [2017] や BK4 では、『中観五蘊論』の定義において同法が「理性」(*buddhi*) や「思考力」(*mati*) と密接な関係を持ち、知的な性格を有する法であることから、「知」という訳語を提案した。さらに、事物を要素に分解するという働きから、その種類を限定して「分析的な知性」「分析知」という訳語を提案した。一方、英語版では、そのような分析の先にある無我や無自性といった事物の本質を理解する知的な能力という面に重きをおいて *insight* という訳語を提案した。また、訳語を考える際には、『中観五蘊論』の定義は *prajñā* のあくまでも一側面に注目したものであり、中村 [2007] が指摘する仏教以前の用例や有部アビダルマにおける諸機能なども考慮に入れて、同論の定義を *prajñā* が有する広義の文脈の中に位置づけて理解し、*wisdom* (智慧) と訳した方がよいのではないか、という意見も出され、それを訳語の第二候補として示した。このように定義的用例の翻訳や術語の訳語の決定に関しては、研究会の参加者間で意見が必ずしも一致しているわけではなく、ときに異なる理解や意見が出されることもある。BK4 や BK7 を刊行する際には、その時点で最も適当であると思われる案を採用したが、英語版を作成する過程では、これらの理解や意見を改めて検討し、定義的用例の翻訳や術語

の訳語に変更を加えることもある。

5 研究の現状と今後の予定

2019年6月より定期的に研究会を開催し、本記事の筆者である横山が下訳を準備して、研究会の参加者全員でそれを検討するかたちで英訳を進めている。2019年度末からは、新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に研究会の中止を余儀なくされたが、現在はオンラインで研究会を開催し、作業を継続している。

現時点で七十五法対応語の中から六十五の術語について試訳を終えている。一方で、現在、試訳の作業を進めている十の術語には、受や想をはじめとして、七十五

法対応語の中でも、とりわけ教理的な重要度が高い術語が含まれており、その定義も長く、難解なものが多い。したがって、試訳の完了には、さらに半年程度の時間を要することが予想される。また、試訳の作業と並行して、仏教学分野の研究者である英語のネイティブスピーカーの協力を得て、試訳を終えている部分から英文校閲を開始し、その結果を踏まえて、再度、検討と訂正を行っている。

このように、現時点では英訳を進めている最中であり、課題も多く残されているが、最終的には、得られた成果を一書にまとめて刊行することを目標に、研究に取り組んでいる。

略号一覧

AA	<i>Abhidharmāvatāra</i>
BK4	宮崎ほか [2017]
BK6	Saitō <i>et al.</i> [2018]
BK7	宮崎ほか [2019]
C	Co ne edition of the Tibetan Tripiṭaka
D	sDe dge edition of the Tibetan Tripiṭaka
G	dGa' ldan manuscript of the Tibetan Tripiṭaka
LINDTNER	Critical Tibetan Text of the MPSk in LINDTNER [1979]
MMA	<i>Munimatālaṃkāra</i>
MPSk	<i>Madhyamakapañcaskandhaka</i>
N	sNar than edition of the Tibetan Tripiṭaka
P	Peking edition of the Tibetan Tripiṭaka
SN	<i>Samyuttanikāya</i>
T	<i>Taishō Shinshū Daizōkyō</i> 『大正新脩大藏経』
Zh	Tibetan Tripiṭaka collected in the <i>Zhonghua Dazangjing</i> 『中華大藏経』

参考文献

一次文献

Abhidharmāvatāra (*Skandhila)

(Ch.) T, vol. 28 (1554), 980b20–989a19, 二卷.

Madhyamakapañcaskandhaka (Candrakīrti)

(Tib.) C ya 236a7–263a7, D (3866) ya 239b1–266b7, G (3266) ya 326a–365b3, N (3258) ya 264a6–295a3, P [99] (5267) ya 273b6–305b5; LINDTNER [1979] 95–145, Zh [60] (3095) 1535–1605.

Munimatālaṃkāra (Abhayākaragupta)

(Skt.) Section of *sarvadharma*: 李・加納 [2015].

Samyuttanikāya

(Pāli) FEER [1975] (vol. III in 6 vols.).

(Jpn.) 中村ほか [2012] (vol. III in 6 vols.), 片山 [2016] (vol. V in 10 vols.).

研究一覧

FEER, M. Léon

1975 *Samyutta-Nikāya*, Vol. III (Part III: Khandha-Vagga), Reprinted edition, Pali Text Society, London.

KATAYAMA, Ichirō 片山一良

2016 『パーリ仏典〈第3期〉5 相应部 (サンユッタニカーヤ) 蘊篇 I』, 大蔵出版, 東京.

LI, Xuezhu and KANŌ, Kazuo 李学竹, 加納和雄

2015 「梵文校訂『牟尼意趣莊嚴』第一章——『中観五蘊論』にもとづく一切法の解説 (fol. 48r4-58v1) ——」, 『密教文化』234, 7-44.

LINDTNER, Christian

1979 “Candrakīrti’s Pañcaskandhaprakaraṇa, I. Tibetan Text,” *Acta Orientalia*, vol. XL, 87-145.

MIYAZAKI, Izumi *et al.* 宮崎泉ほか

2017 『『中観五蘊論』における五位七十五法対応語』, 仏教用語の現代基準訳語集および定義的用例集——パウッダコーシャ IV, 山喜房佛書林, 東京.

2019 『『中観五蘊論』の法体系：七十五法対応語を除く主要術語の分析』, 仏教用語の現代基準訳語集および定義的用例集——パウッダコーシャ VII, 山喜房佛書林, 東京.

NAKAMURA, Hajime *et al.* 中村元ほか

2012 『原始仏典 II 相应部経典』, 第三卷, 春秋社, 東京.

NAKAMURA, Ryūkai 中村隆海

2007 「Veda 文献における pra-√jñā の語義と用法」, 『松濤誠達先生古希記念梵文学研究論集』, 大祥書籍, 111-137.

SAITŌ, Akira *et al.* 斎藤明ほか

2018 *The Seventy-five Elements (dharma) of Sarvāstivāda in the Abhidharmakośabhāṣya and Related Works*, Bauddhakośa: A Treasury of Buddhist Terms and Illustrative Sentences, Volume VI, *Studia Philologica Buddhica*, Monograph Series XXXVII, The International Institute for Buddhist Studies, Tokyo.

YOKOYAMA, Takeshi 横山剛

2017 「中観派における prajñā の定義的用例：『中観五蘊論』に基づく訳語の検討」, 『仏教文化研究論集』18・19 合併号, 59-74.

スタッフ

研究代表者

斎藤 明
(国際仏教学大学院大学・教授)
「総括+インド大乘仏教論書」

研究分担者 (9)

榎本 文雄
(大阪大学・名誉教授)
「パーリ仏教関連術語」

下田 正弘
(東京大学人文社会系研究科・教授)
「大乘仏教関連術語
+ 人文情報学関連情報の提供」

室寺 義仁
(滋賀医科大学医学部・教授)
「初期瑜伽行唯識思想関連術語」

佐久間 秀範
(筑波大学人文社会系・名誉教授)
「インド・中国唯識思想関連術語」

宮崎 泉
(京都大学文学研究科・教授)
「中観思想関連術語」

山部 能宣
(早稲田大学文学学術院・教授)
「インド・中国禅思想関連術語」

種村 隆元
(大正大学仏教学部・准教授)
「インド・中国密教関連術語」

高橋 晃一
(東京大学人文社会系研究科・准教授)
「瑜伽行唯識思想関連術語
+ 研究成果の Web 公開」

石田 尚敬
(愛知学院大学文学部・准教授)
「仏教論理学関連術語」

研究協力者 (44)

Paul Harrison (Stanford 大学・教授)
Jonathan Silk (Leiden 大学・教授)
Dorji Wangchuk (Hamburg 大学・教授)
葉 少勇 (北京大学・副教授)
何 歆歆 (浙江大学・教授)
王 俊淇 (中国人民大学・講師)
鄭 祥教 (金剛大学校・准教授)
ツルティム・ケサン (大谷大学・名誉教授)
Charles Muller (武蔵野大学経営学部・教授)
裴輪 顯量 (東京大学人文社会系研究科・教授)
石井 公成 (駒澤大学仏教学部・教授)
渡辺 章悟 (東洋大学文学部・教授)
桜井 宗信 (東北大学文学研究科・教授)
馬場 紀寿 (東京大学東洋文化研究所・教授)
新作 慶明 (武蔵野大学経済学部・講師)
永崎 研宣 (人文情報学研究所・所長)
苔米地 等流 (人文情報学研究所・専任研究員)
菊谷 竜太 (京都大学白眉センター・特定准教授)
堀内 俊郎 (斎藤研究班)

一色 大悟 (斎藤研究班)
崔 境真 (斎藤研究班)
清水 尚史 (斎藤研究班)
楊 潔 (斎藤研究班)
王 楠 (斎藤研究班)
劉 暢 (斎藤研究班)
生野 昌範 (斎藤研究班)
河崎 豊 (榎本研究班)
名和 隆乾 (榎本研究班)
古川 洋平 (榎本研究班)
岡田 英作 (室寺研究班)
高務 祐輝 (室寺研究班)
中山 慧輝 (室寺研究班)
横山 剛 (宮崎研究班)
三代 舞 (山部研究班)
真鍋 智裕 (山部研究班)
佐藤 晃 (山部研究班)
野武 美弥子 (山部研究班)
藤本 庸裕 (山部研究班)
道元 大成 (山部研究班)
児玉 瑛子 (山部研究班)
須藤 龍真 (山部研究班)
倉西 憲一 (種村研究班)
大塚 恵俊 (種村研究班)
伊集院 菜 (斎藤/種村研究班)

Bauddhakośa Newsletter no. 9 (2020 年 12 月 15 日発行)

発行元：Bauddhakośa プロジェクト

パウダコーシャの総括的研究：仏教用語の日英基準訳語集の次世代モデル構築に向けて

【科学研究費補助金基盤 (A) (研究課題番号：19H00523)】

(The Development of Bauddhakośa: A Treasury of Buddhist Terms and Illustrative Sentences

【Grant-in-Aid for Scientific Research (A)】)

〒 112-0003

東京都文京区春日 2-8-9

国際仏教学大学院大学

斎藤科研究費研究室

Email: office.bauddhakosha@gmail.com

印刷 株式会社サンワ

Bauddhakośa プロジェクトの研究成果は、以下の URL よりご覧いただけます。

http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~b_kosha/start_index.html